

# 令和5年第5回国分寺市農業委員会総会議事録

令和5年5月19日(金)午前9時30分

第5回国分寺市農業委員会総会を国分寺市役所プレハブ会議室第1に召集する。

出席委員 (14名)	1番 笛田 弥生	2番 永澤 悟	3番 濱野 周泰	4番 尾又 守
欠席委員 (1名)	休5番 清水 幸雄	6番 齋藤 利一	7番 本多 佳郎	8番 鈴木 正治
	9番 鈴木 吉弘	10番 篠宮 重彰	11番 内藤 孝雄	12番 栗原 啓輔
	13番 本橋 裕司	14番 田中 豊	15番 鈴木 弘子	
事務局 出席職員	事務局長 飯塚 達儀 係長 榎本 紘幸 係 有田 元之			

## < 議事日程 >

日程第1 開会と署名委員指名

日程第2 前回会議録の承認

日程第3 会長等の報告

日程第4 議案審議

議案第1号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画について

議案第2号 現況が農地である旨の証明書の交付について

議案第3号 生産緑地地区指定に係る現況が農地である旨の証明書の交付について

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付について

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議案第7号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

日程第5 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に係る専決処理について

報告第3号 農地の一時転用届について

報告第4号 第18回農ウォークについて

報告第5号 第63回企業的農業経営顕彰事業について

報告第6号 第43回農業後継者顕彰事業について

報告第7号 令和4年度の最適化活動の点検・評価について

報告第8号 今後の日程について

日程第6 その他

- 日程第1 開会と署名委員指名  
議長は、議事録署名委員について、次の2名を指名した。  
4番 尾又委員 6番 齋藤職務代理
- 日程第2 前回会議録の承認  
事務局提示のとおり前回会議録は承認された。
- 日程第3 会長等の報告
  - 4/26 農業祭運営委員会（全員）  
都市農政推進協議会（田中会長・齋藤職務代理・鈴木吉弘農地部会長・本橋植木部会長）  
営農対策推進協議会（田中会長・齋藤職務代理・本橋植木部会長）
  - 4/27 認定農業者相談支援チーム会議・認定農業者認定書交付式（リーダー：内藤委員，メンバー：清水委員・鈴木正治委員）
  - 5/8 農ウォーク実踏（永澤委員・鈴木弘子委員・本多委員）
  - 5/16 北多摩地区農業委員会連合会50周年記念事業（全員）
- 日程第4 議案審議
  - 議案第1号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画について  
議長は、議案第1号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を鈴木正治委員に現地調査報告を求めた。  
鈴木正治委員 議案第1号1番について、5月9日に、田中会長、篠宮委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、6月1日からの使用貸借開始に向けた準備が進められており、借主からは、ブロッコリー等の野菜類を育成する事業計画について聞き取りを行った。また、農地所有者については、当該農地の見回り等の業務に借主の農業従事日数の1割である年間20日以上従事する事業計画であることを確認した。よって、事業計画を認定するに当たり支障はないと判断できると考える。  
議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第1号1番について全員一致で承認とする。
  - 議案第2号 現況が農地である旨の証明書の交付について  
議長は、議案第2号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を笛田委員に現地調査報告を求めた。  
笛田委員 議案第2号1番について、5月9日に、清水委員、尾又委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ドウダンツツジ・シヤクナゲ・モミジ等の植木類が栽培されており、すべて適切に肥培管理されていた。本案件については、現況が農地である旨の認定基準に照らし、適正な農地であると考えます。  
議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第2号1番について全員一致で承認とする。

**議案第3号** 生産緑地地区指定に係る現況が農地である旨の証明書の交付について  
議長は、議案第3号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を篠宮委員に現地調査報告を求めた。

篠宮委員 議案第3号1番について、5月9日に、田中会長、鈴木正治委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地は、隣接する所有農地と一体で使用されてり、すべて適切に肥培管理されていた。なお、当該農地と隣接する所有農地は、今後、生産緑地地区に追加指定する予定であることを確認した。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第3号1番について全員一致で承認とする。

**議案第4号** 農地法第3条の規定による許可申請について

議長は、議案第4号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を濱野委員に現地調査報告を求めた。

濱野委員 議案第4号1番について、5月9日に、内藤委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地は、作付け準備中であり、すべて適切に肥培管理されていた。当該農地活用について、隣接する譲受人所有の農地と一体的に使用し、露地野菜を栽培する旨の事業計画の聞き取りを行い、農地法第3条の規定による許可に当たり、支障はないと判断できると考える。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第4号1番について全員一致で承認とする。

**議案第5号** 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付について

議長は、議案第5号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を鈴木吉弘委員、2番を齋藤職務代理に現地調査報告を求めた。

鈴木吉弘委員 議案第5号1番について、5月9日に、内藤委員、濱野委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ドウダンツツジ・マツ・オリーブ等の植木類のほか、ブルーベリー・アスパラガスが栽培されており、すべて適切に肥培管理されていた。

齋藤職務代理 議案第5号2番について、5月9日に、栗原委員、本橋委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、スギ・ヤマボウシ・マテバシイ等の植木類が栽培されており、すべて適切に肥培管理されていた。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第5号1番・2番について全員一致で承認とする。

**議案第6号** 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について

議長は、議案第6号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番を鈴木正治委員に現地調査報告を求めた。

事務局 当該農地所有者に対しては、従前より、農地利用状況調査による指導を過去20年にわたり指導してきた経過がある。このことから、通常の農業者からの適格者証明書に係る審議とは異なるため、慎重

に判断すべき案件として、申請前から代理人であるJAと協議の場を設け、ほ場利用計画図等の提出及び申請人が終生営農する確約が必要であることをお伝えしていた。

当初、提出されたほ場利用計画図等をもとに現地調査を行った上で、4月総会にて審議する予定であった。ところが、申請者からは提出期日を経過しても提出がなかったため、現地調査が実施できなかったため、4月6日に本人に来庁いただき、会長・職務代理・事務局と当該農地の速やかな改善と相続税納税猶予制度を説明する場を設けた。協議の結果、4月25日までにほ場利用計画図等を提出すること、また、5月8日までに除草、伐採・伐根、放置されている伐採・伐根した木の処分を、早急に行うことを確認した。

その後、5月9日に田中会長、鈴木正治委員、篠宮委員、事務局で現地調査を行った。4月6日の協議の場で伝えた伐採・伐根は一部のみ対応しており、伐採・伐根した木はいまだ放置されており、また、調査時点では、その処分時期の目途が不明確だったこと、調査当日、3ブロック農業委員より、農地内の竹・残存する高木に対し指導・助言したこともあり、本議案を審議するに当たり疑義が生じている。

なお、調査後に、竹・高木・放置された木の処分は6月上旬から実施することを確認した。

鈴木正治委員

議案第6号1番について、申請人から事前に提出のあった、ほ場の利用計画図と主要作目の作付け計画書をもとに、5月9日に、田中会長、篠宮委員、私と事務局で、現地調査を行った。北側農地では、シダレモミジ・ハナミズキ・ザイフリボクの植木類の苗木が植えられていたが、植え替え予定のモチノキ等の植木類がそのままの状態であり、また、以前に伐採・伐根した木が放置されたまま等、当該証明の対象農地の半分ほどがいまだ改善されていなかった。南側農地では、タケノコを収穫するための竹が栽培されていたが、今後の管理の困難さを鑑みて、現地調査の際に伐採・伐根するよう助言し、本人からそのように対応するとの回答を得た。今後の改善について、本人から伐採・伐根等の処分を6月上旬から中旬にかけて行い、それ以降に、作付け計画書に従って肥培管理を行っていく旨を確認したが、当初に申請人が改善すると言っていた内容と、履行状況に大きなズレがあり、証明発行に疑義が生じていると考える。

篠宮委員

5月9日の現地調査時、ある程度の改善が見られたが、高木や竹が茂っており、今後の農業経営を鑑みると、中途半端に残すのではなく、更地にするのが良いとその場で申請人に話した。現状では適格者証明書を出すことは難しい。今まで20年近く指導対象であったことを考えても、これを機に、申請人が気持ちを新たに努力する姿が見ることができれば、農業委員会としても、応援・協力できると考える。

齋藤職務代理

4月6日に市役所で協議した時に、事務局より申請人に対し、納税猶予制度についてよく説明し、申請人の営農に対する意向を聞いたが、申請人のやる気・制度理解に関して、残念ながら私は感じ取

れなかった。適格者証明書の交付を受けて、税務署へ申請して終わりではなく、これは入口なのである。私も今回の経緯を知り、現地へ何度か足を運んだが、申請人がその気になれば、すぐに綺麗になるものだと感じる。納税猶予制度の適用を受けると3年毎の調査があるが、確定事案にならないよう、農業委員会として指導していく必要がある。現在、改善途中であり、今後の申請人と農地の状況を見て判断したい。

議長

昨日夕方、実際に営農することになる申請人の御子息が自宅へ来たので、少し話をした。そこで、本人に対して、とにかく自ら畑に出て、計画書どおりに、伐採・伐根、また、植栽の進捗状況について、依頼業者に対して指揮を取ったらどうかと話をした。

本人からは、まずは除草と、今回の対象農地ではないが、利用状況調査で指導があった新町の農地について、除草・剪定を行っていきたいと言っていた。除草方法について、私のやり方ではあるが、レクチャーし、また、農業委員会として20年に渡り指導を繰り返してきた重みについて確認したことに加え、全てはあなたのやる気次第であることを伝えた。

7月に農業委員の改選が控えているが、本案件が終わった後も引継ぎ事項として、毎年の農地利用状況調査や3年毎の証明書発行の際に、しっかりと確認してもらえるように申し送りしたい。

永澤委員

自分でできず、人に依頼してやっているという話だが、本当にやる気になれば、すぐにできる。費用はかかるが、それは20年間手入れしなかったことが理由である。例えば、伐採・伐根した木の根の処分を行う業者は多々あり、すぐにできることである。これができていないのであれば、今回の適格者証明書の発行を乗り切れればいいと考えているように思えてしまう。私は、やる気があれば、すぐにできることをやっていないことを理由に、この現状であれば、不承認の立場である。

一方で、20年間に渡り、歴代の農業委員が延々と指導し、ここまで来たことは評価すべきことであるが、後継者が20年間に渡り指導を受けていた重みを理解しているとは思えない。農業者に対する近隣の方や、市民の目が非常に厳しい中で、「何年にも渡りあの状態でも、非常に安い固定資産税で農地として存続できるんだ」、「税金対策だな」と思われる畑があれば、市内農業者だけではなく、近隣市等の農業者にも影響があるのではないかと懸念している。今回通したとして、次にまた、以前の状態となった場合、納税猶予制度の確定事案となる。今回の審議で否認することは簡単であるが、自分の所だけではなく、周りにまで迷惑がかかることを申請人には重々理解してもらい必要がある。この状態であっても、実際に現地調査へ行っている委員が、ここは大丈夫であるという判断をするのであれば理解を示せるが、今のままでは懸念が多過ぎるため不承認である。

本多委員

申請者の責任で、現状、証明書を出すことが難しい事態になっていることは前提であるが、現在の農地状況にするまでに、当然、資

金を投資しており、申請人も協議の結果に則して資金を投じており、そのとおりに作業を進めているが認められなかった場合、相手からしたら納得いくものではない。継続案件とするのもいいが、手を付けており、資金を投じていることも含めて議論すべきである。申請人御子息は農業経験はあるのか。

議長 私の記憶では、御子息が20代の頃、父に付き添って現場に出て、伐採等の簡単な手伝いをしていたのは知っているが、その後、長い間、私は農地で作業している姿は見していない。

本多委員 相続税納税猶予制度の適用を受けるために、お金をかけて農地を整えて、農業委員会と税務署の調査を乗り切るだけなのか、心機一転、これから生業として農業をやっていくのかという視点から見ると、報告と状況を見る限り、乗り切るために資金を投じているように見受けられる。今後、父と一緒にほとんど農業していなかった方が、新たに就農し、以前の状態に戻らず、終生営農していけるのか不安である。

濱野委員 申請人御子息の年齢はいくつで、兄弟等、農業経営に当たり労働力はあるのか。

議長 申請人は身体の調子が芳しくなく、御子息には妹がいるが、労働力は一人と聞いている。御子息の年齢は40代後半くらいかと思う。

栗原委員 確認であるが、昨日時点では、竹林は現在3本残して伐採したと聞いたが、モチノキ等の高木の伐採・伐根はどの辺りまで進んでいるのか。

議長 予定の半分くらいは進んでおり、伐採・伐根したものを、放置されている木々と一緒に処分する予定とのことである。

鈴木吉弘委員 相続税の申告期限はいつか。まだ委員の意見を全て聞いたわけではないが、今回、見送った場合、次回の総会での議決で間に合うのか。

議長 亡くなった日を考慮すると、申告期限は6月25日であり、現実的に次回では厳しいと聞いている。

鈴木吉弘委員 今日結論を出す必要があるのか。

議長 申告に間に合わなかったら、当然、延滞金等あると思うが、それは本申請の議決には関係なく、考慮する必要はないと考える。

鈴木吉弘委員 現時点では、承認をしづらいという意見が多数だと思う。来月では申告期限に間に合わなかったとしても、農業委員会は、それを理由に譲る必要はないと考える。一方、申請者は金銭的な負担をかけ、それでも否決される場合、問題が肥大することも考えられる。臨時総会のようなものは開催することができるのか。また、会議則での議決方法も確認しておきたい。

事務局 議長が必要と認める場合、また、委員の1/3以上の書面請求がある場合に、臨時で総会を行うことは可能である。議決に関しては、出席委員の過半数以上の賛成があれば決定になる。委員同数の場合は、議長の可否で決することになっている。

鈴木吉弘委員 現状では私は反対である。少し様子を見ながら臨時に総会を開いてはどうか。

- 鈴木正治委員 6月上旬から中旬までに綺麗にすることになっているので、やはり継続案件とし、伐採・伐根がある程度進めば評価ができるので臨時総会で採決するのが良いと考える。
- 議長 モチノキ等の高木の伐採・伐根、放置された木々については処分すると聞いているが、竹の伐根は6月中には間に合わないと言っている。
- 永澤委員 代理人は知識もあり、導くこともできたはずである。もっと早く動くことはできなかったのか。遅すぎる上、農業委員会としてやはり認めることはできないのではないかと。
- 本橋委員 申請人自身が業者等に、依頼しない限り、基本的にJAは動けないと言っている。
- 議長 申請前から代理人と事務局で協議していたと言っているが、いつ頃から話があったのか。
- 事務局 昨年12月頃に、代理人から相続税納税猶予に乗りたいという相談があった。その際、代理人に対し、過去の指導の経緯もあるため、他の申請と異なり、現状のままでは認められないであろうという旨を伝え、所有者にきちんと話してもらおうよう要請した。今年3月に当該申請の提出があったが、このままでは申請人の終生営農の確約が担保できないから、ほ場の利用計画図等を提出いただき、しっかりと説明と約束をしてもらう必要性を伝えた。実際、現地調査時、ほ場の計画をお話してくださいと伝えたが、言葉がすぐに詰まり、「〇〇だそうです」といった業者から聞いた話ばかりで、そこに御子息の意思が全く見えてこない状態であった。
- 栗原委員 このほ場利用計画図等の資料はいつ出てきたのか。
- 事務局 差替え資料は5/17であるが、初めは4月24日である
- 笛田委員 業者に依頼しているとのことだが、御子息が実際にやっている形跡はあるのか。
- 議長 形跡は今のところ見受けられない。自分ができることがなくても、業者に任せっきりせず、現場に出て職人を指導すべきではないかと御子息へ伝えた。6月を待たず、自分ができることをすべきで、やれることはいくらでもある。
- 永澤委員 現状の報告を聞く限り、相続税の猶予を乗り切るためにしか見受けられない。今回、農業委員会が認め、納税猶予が通るとなると、農業委員会の信頼が失墜することを危惧している。今後の国分寺市農業委員会の活動にも影響する問題ではないか。他の農業者に対しても良い影響はない。
- 議長 皆さんの意見を聞くと、多数の疑義の声がある。本日、議決を取ることにはできるが、継続審議として、臨時の総会を開くのが一番良いと考えるがどうか。
- 事務局 臨時に総会を開催する場合、公開委員会であるため、市報掲載が間に合わないことが懸念されるが、開催に向けて進めていきたい。
- 本多委員 もう一度総会を開催し、期限を設けてギリギリまで様子を見た上で、最終判断はその時でいいと考える。期限内に、全部はできなくても、明らかにできることもある。業者をお願いしている手前、無

理を言うことはできないか。

尾又委員  
本多委員

業者を入れ替えるなり，追加するなり，方法はいくらでもある。

方法があるのであれば，もう一押し農業委員会から伝え，期間を置いて，できるかどうかを見極めるべきである。動くかどうかは申請人のやる気次第と考えられる。

鈴木吉弘委員

農業委員会が非常に譲歩している現状であるが，これが悪しき前例として，「農業委員会は臨時総会まで開いて通してくれる」となってはいけない。本来，申請書を出す時点で，現場確認をお願いしますという状況でなければならぬと考える。過去に指導してきた経緯から，慎重に判断するため，ほ場の利用計画図等を用い，作付け計画書も提出してもらっている。懸念しているのは，申請者はお金を投じて農地を整備しており，ここで否決した場合に別の問題が起きる可能性も考えられる。20年間指導はしてきたが，農業委員会が放置したとも言えるのではないか。その20年分を，一回限りの総会で審議するには，あまりに難しい現状である。もう一度，期限を区切り，現場をもう一度確認し，どのような変化が見られたかを審議すべきである。先方に伝えるにあたっては，期日を設け，すべきことを明示する。農業委員会としては，本案件のためだけに，前代未聞の臨時総会を開催して審議するに当たり，改善すべきことを明示することは，最大限の譲歩であると考え。あとはやるかどうかで，御子息のやる気次第であると考え。

栗原委員

私も同意見であり，現状では承認できない。期日を区切り，申請人と農地の変化を見極めるべきと考える。

齋藤職務代理

本議案に対する反対意見が多いが，私も同意見であり，継続審議と臨時総会を開催することに賛成である。御子息から業者に伝える際にも，理由をしっかりと伝え，何月何日までに終わらせる必要があることを，しっかりと説明し，自分自身が切にお願いしないと業者も動かない。いつまでに何をするという計画も提出してもらっていいと考える。

議 長

緊急で開催する臨時総会に御子息に来てもらい，御子息の口から，今後の営農計画等と，期日までに終わらない箇所とその後のスケジュールについて，総会の場で説明と意思表示をしてもらうことを担保とし，その上で審議・議決を取ることにしてはどうか。

事 務 局

具体的に臨時総会と，それに向けた現地確認の日程を決めていただきたい。

本橋委員

6/9現場確認，6/15臨時総会でどうか。現場で指揮を執り，改善するにしても，20日間程度の期間があり十分ではないだろうか。再度，委員で現地調査をして臨時総会に臨むべきである。

議 長

20日間で，しっかりと業者に依頼し，御子息も現場で指揮を取れば，ほ場の利用計画図等のおおり，できることである。

事 務 局

臨時総会で採決するに当たり，現地確認には地区担当委員である田中会長・鈴木正治委員・篠宮委員のほか，慎重に判断すべき事例のため，以前から携わっており，会を代表して齋藤職務代理に立ち合いをいただきたい。併せて，採決を取るために，臨時総会を開催



するので、申請者にお越しいただき、営農計画等について話していただきたいと思う。審査に当たっては、疑義が残らないよう委員に質問等をしてもらい、申請人がきちんと受け答えいただくことが良いと考える。

鈴木吉弘委員  
事務局

参考人として申請人を呼ぶというのは、規則上問題ないのか。

当市の会則にはないが、農業委員会等に関する法律に明記されている。近隣市では、適格者等の審議の際に、申請人を呼んでいると聞いている。国分寺市では、各農業者を総会に招集することは行っていないが、疑義のある案件については、意思確認をすることとし、今後に繋げていければ良いのではないか。

議長

協議の結果、決議は本総会では取らず、継続審議とし、定例的な総会とは別に、緊急で開催する必要が認められるため、臨時で6月15日(木)13時30分から市役所プレハブ会議室第3で行うこととする。その際、御子息に来庁いただき、今後の営農計画等を説明の上、質疑応答を行う。また、審議に必要な現地調査は、6月9日(金)13時30分から行う。

#### 議案第7号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書の交付について

議長は、議案第7号を議題とすることを告げ、事務局説明後、1番・2番を永澤委員、3番を鈴木吉弘委員、4番を内藤委員、5番を鈴木正治委員、6番を栗原委員に現地調査報告を求めた。

永澤委員

議案第7号1番について、5月9日に、鈴木弘子委員、本多委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地は、クリムゾンクローバー・エンバク等の緑肥類のほか、ネギ・ジャガイモ・ソラマメ等の野菜類が栽培されていました。なお、農地全体に下草等が見受けられたが、これについては、通常の慣行農法と異なり、自然農法であるため、すべて適切に肥培管理されていた。

議案第7号2番について、5月9日に、鈴木弘子委員、本多委員、私と事務局で現地調査を行った。南側農地では、ミカン・カキが、北側農地では、キンカン・ミカンが栽培されており、すべて適切に肥培管理されていた。なお、当該農地に複数の枯れたカキの木と、伐採した木の幹の放置が見受けられたため、速やかに処分してもらうことを確認した。

鈴木吉弘委員

議案第7号3番について、5月9日に、内藤委員、濱野委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、エダマメ・トウモロコシ・キュウリ等の野菜類が栽培されており、すべて適切に肥培管理されていた。

内藤委員

議案第7号4番について、5月9日に、鈴木吉弘委員、濱野委員、私と事務局で現地調査を行った。当該農地では、ヤマモモ・サンショウ等の果樹類のほか、マダケ・モミジ等の植木類が栽培されており、残りの農地は作付け準備中で、すべて適切に肥培管理されていた。

鈴木正治委員

議案第7号5番について、5月9日に、田中会長、篠宮委員、事

務局で現地調査を行った。当該農地では、ジャガイモ・トマト・ナス等の野菜類のほか、ハナミズキが栽培されており、すべて適切に肥培管理されていた。

栗原委員 議案第7号6番について、5月9日に、齋藤職務代理、本橋委員、事務局で現地調査を行った。当該農地では、タマネギ・スイカ・ジャガイモ等の野菜類が栽培されており、すべて適切に肥培管理されていた。

議長 本議案について審議の結果、各委員の確認することに異議がないので、議案第7号1番～6番について全員一致で承認とする。

ここで、所用により私(議長)は退席するため、国分寺市農業委員会会議規則第16条の規定により議長を齋藤会長職務代理に交代する。

## ○ 日程第5 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出に係る専決処理について報告第1号について、事務局より資料を基に2件報告した。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出に係る専決処理について報告第2号について、事務局より資料を基に1件報告した。

報告第3号 農地の一時転用届について

報告第3号について、事務局より資料を基に1件報告した。

報告第4号 第18回農ウォークについて

報告第4号について、前回総会后、5月8日に実踏し、コース等が決定したので、事務局より資料を基に報告した。受入農家数は、6件

(説明のみ3件、通過2件、説明・収穫体験1件)、開催時間を9時30分～12時30分に変更した。これは、集合場所となる「もとまち地域センター」の開館時間が9時のため、時間を30分繰り下げ、9時10分に参加者受付開始、9時30分に農ウォーク開始とした。訪問希望農地を実際に歩いてみたところ、当日の休憩時間を含め、時間が想定以上にかかってしまうことから、終了時間を12時30分とした。

市民参加者が30人ということ考慮し、3団体の参加者は10人(農業委員5人、都市農政推進協議会とJA東京むさし国分寺地区から5人)と、事務局(市・JA)5人の全45人となり、農業委員会からは会長・職務代理・地区担当委員(永澤委員・鈴木弘子委員・本多委員)とした。募集については、6月1日号市報に掲載し、6月2日より募集を開始する旨を報告した。

報告第5号 第63回企業的農業経営顕彰事業について

報告第5号について、事務局より資料を基に報告し、令和5年6月2日を推薦期日とし、委員へ推薦を依頼した。

報告第6号 第43回農業後継者顕彰事業について

報告第6号について、事務局より資料を基に報告し、令和5年6月2日を推薦期日とし、委員へ推薦を依頼した。

報告第7号 令和4年度の最適化活動の点検・評価について

報告第7号について、昨年、目標設定を行った最適化活動についての点検と評価について確認を行い、事務局より資料を基に報告した。

また、活動記録カードへの記載と提出の徹底を改めて依頼した。  
報告第8号 今後の日程について  
報告第8号について、事務局より資料を基に報告した。

○ 日程第7 その他

議 長 令和5年第6回農業委員会総会は、6月15日(木)午後1時30分より、  
国分寺市役所プレハブ会議室第3にて開催する。

上記の会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年5月20日  
国分寺市農業委員会  
会 長 田中 豊

署名委員

署名委員